平成２８年（フ）第２８５８号
大阪市都島区都島本通４丁目18番15―1001号
債務者　髙島英斌こと　髙　　英斌
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪口　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９１号
岡山市北区大安寺中町６番11号
債務者　佐原　清之
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５号
高知県土佐清水市竜串12―11、住民票上の住所高知県土佐清水市竜串20番33号
債務者　西本　美惠
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第１６７号
大分県別府市富士見町12番４号
債務者　江口　修一
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９１号
兵庫県明石市大久保町江井島964番地の３ネオハートⅡ103号
債務者　熊野　達也
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿間　健児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
兵庫県明石市大久保町大久保町1111番地202号
債務者　芝本　昭人
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　創史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢451番地１みずほ台宝ハイツ106号、前住所埼玉県ふじみ野市大井１丁目５番31号　アニューふじみ野204
債務者　マンツーマンスクール蓮根校こと　讃岐眞一郎
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　保之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１３４５号
神奈川県海老名市国分北１丁目６番43号　サンファン海老名201号室
債務者　石塚　政樹（旧姓大貫）
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中道　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９号
和歌山県田辺市上の山２丁目13番７―301号、前住所和歌山県田辺市明洋３丁目18番６号
債務者　釣本　依子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１５０号
北海道旭川市５条通23丁目425番地の13
債務者　小谷田正彦
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６１６号
京都市左京区上高野前田町１番の１・１番の２合地
債務者　佐古田英之
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　麻子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３０９号
北九州市八幡西区友田２丁目１番12―101号
債務者　入江　一生
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４０９号
北九州市小倉北区中井１丁目38番14号
債務者　久保山勝夫
1　決定年月日時　平成28年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１６１号
函館市桔梗５丁目14番11号
債務者　菅原　茂子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３１号
宮城県石巻市田道町２丁目３番９号
債務者　鈴木　まや
1　決定年月日時　平成28年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第２７０７号
大阪府豊中市庄内宝町１丁目１番34―203号
債務者　岸本　和也
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０３２号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番４棟211号
債務者　西野　助一
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部